



目 次

高知県人事委員会規則	ページ
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	〈3・31揭示〉 1
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	〈 〃 〉 2
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	〈 〃 〉 2
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	〈 〃 〉 5
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	〈4・1揭示〉 5
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	〈3・31揭示〉 6
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	〈 〃 〉 7

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第23号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項2種の欄中「畜産振興監」を「環境制御技術推進監」に、

「中央児童相談所長」

を

「中央児童相談所長  
産学官民連携センター副センター長」

に改め、同項3種の欄中

「地域防災企画監」

を

「地域防災企画監

東京事務所の副参事」  
に改め、「中央児童相談所児童相談専門監」及び「産学官民連携センター副センター長」を削り、同表の教育委員会の項2種の欄中「青少年センター所長」を削り、同項3種の欄中

「心の教育センター所長」

を

「青少年センター所長  
幡多青少年の家所長」

に、「幡多青少年の家所長」を「心の教育センター所長」に改め、同表の警察の項3種の欄中「香南警察署長」及び「香美警察署長」を削り、

「高知東警察署副署長」

を

「高知東警察署副署長  
南国警察署副署長」

に改める。

第5条の2第1項の表6級地の項中

福井県	福井市
-----	-----

を

宮城県	名取市
福井県	福井市

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年3月31日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第24号**

**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第2号の育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしている職員のうち、当該育児休業の1回の承認に係る期間が1月以下である職員（人事委員会が別に定める職員を除く。次条第2項において同じ。）の当該職員として在職した期間にあつては、この限りでない。

第12条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同項第2号の育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしている職員のうち、当該育児休業の1回の承認に係る期間が1月以下である職員の当該職員として在職した期間にあつては、この限りでない。

別表第2の1の表知事部局の項中「中央東県税事務所長」及び「中央西県税事務所長」を削り、「中央児童相談所長」

を  
「中央児童相談所長  
産学官民連携センター副センター長」

に改め、同表の1の表中

労働委員会事務局		事務局長
----------	--	------

を

労働委員会事務局		事務局長
収用委員会事務局		事務局長

に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第25号**

**特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則**

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表第1(第1条、第2条関係)

所在地	公署名	級別区分
室戸市佐喜浜町1616-3	室戸警察署佐喜浜駐在所	3級
土佐清水市足摺岬478-1	中村警察署足摺岬駐在所	2級
土佐清水市三崎浦一丁目7-33	中村警察署三崎駐在所	1級
土佐清水市下川口984-1	中村警察署下川口駐在所	3級
四万十市川登299	中村警察署川登駐在所	2級
安芸郡東洋町白浜140-5	室戸警察署甲浦駐在所	2級
安芸郡東洋町野根丙1675-1	室戸警察署野根駐在所	3級
安芸郡馬路村馬路443	馬路村役場	2級
安芸郡馬路村馬路2197-1	安芸警察署馬路駐在所	2級
土佐郡大川村小松85-2	高知東警察署小松駐在所	3級
吾川郡いの町長沢132-21	土佐警察署本川駐在所	3級
吾川郡いの町長沢123-12	計画推進課員駐在所	3級
吾川郡仁淀川町森2792	農業技術センター茶業試験場	2級
吾川郡仁淀川町北浦516-3	佐川警察署池川駐在所	2級
吾川郡仁淀川町名野川423-2	佐川警察署名野川駐在所	2級
吾川郡仁淀川町森2555-1	佐川警察署仁淀駐在所	2級
高岡郡中土佐町大野見奈路482	須崎警察署大野見駐在所	2級
高岡郡禰原町禰原1444-1	計画推進課員駐在所	2級
高岡郡禰原町禰原1629-1	西部家畜保健衛生所禰原支所	2級
高岡郡禰原町禰原1389	須崎警察署禰原駐在所	2級
高岡郡津野町力石2880	須崎警察署東津野駐在所	2級

高岡郡四万十町大正380	計画推進課員駐在所	1級
高岡郡四万十町興津2333-5	窪川警察署興津駐在所	3級
高岡郡四万十町大正310-1	窪川警察署大正駐在所	1級
高岡郡四万十町十川25-5	窪川警察署十川駐在所	2級
幡多郡黒潮町拳ノ川46-1	中村警察署拳ノ川駐在所	2級

備考 市町村の管理する施設にあつては、職員が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項の規定により当該市町村に派遣された場合に限る。

## 別表第2（第1条関係）

所在地	公署名
室戸市室戸岬町7156	海洋深層水研究所
宿毛市橋上町橋上1030-2	宿毛警察署橋上駐在所
土佐清水市下ノ加江3417	中村警察署下ノ加江駐在所
吾川郡いの町上八川甲1912-5	土佐警察署吾北駐在所
幡多郡大月町弘見2230	大月町役場
〃	計画推進課員駐在所
幡多郡大月町弘見2204-3	宿毛警察署弘見駐在所
幡多郡大月町口目塚101-12	宿毛警察署姫ノ井駐在所

備考 市町村の管理する施設にあっては、職員が地方自治法第252条の17第1項の規定により当該市町村に派遣された場合に限る。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により特地勤務手当の支給を受けていた職員で、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による特地勤務手当の月額（以下この項において「改正後の手当の月額」という。）が施行日の前日における改正前の規則による特地勤務手当の月額（以下この項において「改正前の手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（改正後の規則の規定による特地勤務手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、改正後の規則の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合（当該公署の移転があった場合を除く。）においては、改正後の手当の月額が当該職員に係る改正前の手当の月額に達するまでの間（改正後の規則の規定による特地勤務手当の支給を受けない者にあつては、施行日以後）、当該改正前の手当の月額に相当する額の特地勤務手当を支給する。

3 前項に規定する職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。次項において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、改正後の規則の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合（当該公署の移転があった場合を除く。）においては、改正後の規則第2条第2項各号に定める日に受けていた当該職員の給料の月額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と施行日の前日に受けていた当該職員の給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額とを合算した額を改正前の規則第2条第1項の特地勤務手当基礎額として改正前の規則の規定により算定した額（その額が施行日の前日に受けていた給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）に相当する額の特地勤務手当を支給する。

4 施行日の前日において改正前の規則の規定により特勤手当に準ずる手当の支給を受けていた職員で、改正後の規則の規定による特勤手当に準ずる手当の月額が施行日の前日における改正前の規則の規定による特勤手当に準ずる手当の月額に達しないこととなるもの（改正後の規則の規定による特勤手当に準ずる手当の支給を受けないこととなる者を含む。）に対する特勤手当に準ずる手当の支給については、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合（当該公署の移転があった場合を除く。）においては、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合における育児短時間勤務職員等に対する特勤手当に準ずる手当の支給については、同日におけるその者の給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を基礎として算定されるものとする。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日（掲示済）  
 高知県人事委員会委員長 秋元 厚志  
**高知県人事委員会規則第26号**

**管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**  
 管理職員等の範囲を定める規則（昭和45年高知県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の本庁の項中「畜産振興監」を「環境制御技術推進監」に、「会計支援推進監 課長補佐」を「消防指導監 課長補佐 地域防災総括員」に改め、同表知事部局の出先機関の項中「参事」を「副参事」に改め、「児童相談専門監及び」を削り、同表教育委員会の事務局の本庁の項中「教育長 教育次長」を「教育次長 参事」に改める。

**附 則**  
 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日（掲示済）  
 高知県人事委員会委員長 秋元 厚志  
**高知県人事委員会規則第27号**

**公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第

18号）の一部を次のように改正する。  
 別表第1安芸市教育委員会事務局の項中「課長」を「課長 参事」に改め、同表須崎市市長部局本庁の項中「課長 総務課長補佐」を「課長 室長 総務課長補佐」に改め、同表四万十市教育委員会図書館の項を削り、同表香南市教育委員会事務局の項中「課長」を「課長 指導監」に改め、同表香美市市長部局支所の項中「支所長 課長」を「支所長」に改め、同表奈半利町教育委員会の項中

小学校	校長 教頭
-----	-------

を

事務局	教育次長
小学校	校長 教頭

に改め、同表本山町町長部局本庁の項中「会計管理者 参事」を「参事」に改め、同表本山町町長部局病院の項中「総看護師長 副総看護師長」を「総看護部長 副総看護部長」に改め、同表大川村教育委員会事務局の項中「教育長」を「教育次長」に改め、同表三原村の項中

村長部局	本庁	課長 会計管理者 室長
	診療所	所長

を

議会事務局	局長	
村長部局	本庁	課長 会計管理者 室長
	診療所	所長

に改め、同表三原村教育委員会事務局の項中「教育長」を「教育長 教育次長」に改める。

別表第2中

高知県市町村総合事務局	会計管理者
-------------	-------

を

高知県市町村総合事務局	会計管理者
香美郡殖林組合	会計管理者

に、

安芸広城市町村圏特別養護老人ホーム組合	事務局長（組合事務局に限る。） 会計管理者 園長
---------------------	-----------------------------

を

安芸広城市町村圏特別養護老人ホーム組合	事務局長（組合事務局に限る。） 会計管理者 園長
津野山広域事務組合	事務局長 会計管理者

に、

仁淀川中央清掃事務組合	会計管理者
嶺北広域行政事務組合	事務局長 事務局次長 会計管理者 園長 所長

を

高知県広域食肉センター事務局	事務局長 事務局次長 会計管理者 副会計管理者 課長
嶺北広域行政事務組合	事務局長 事務局次長 会計管理者 園長 所長
高幡障害者支援施設組合	事務局長 会計管理者

に改め、同表安芸広城市町村圏事務組合の項中「事務局長」を「事務局長 管理局长」に改める。

**附 則**  
 この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第6号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月31日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第1の1級の教育委員会の項中「司書（7等級）」

を  
「司書（7等級）  
二等機関士（6等級）  
二等機関士（7等級）」

に、  
「機関員（7等級）」

を  
「機関員（7等級）  
司厨長（6等級）」

に改め、同表の4級の教育委員会の項中「二等航海士（3等級）」及び「二等機関士（3等級）」を削り、同表の5級の知事部局の項中

「課長補佐」  
を  
「課長補佐  
地域防災総括員」

に改め、同表の6級の知事部局の項中「児童相談専門監」及び「副センター長」を削り、同表の6級の教育委員会の項中

「心の教育センター所長」  
を  
「青少年センター所長  
幡多青少年の家所長」

に、「幡多青少年の家所長」を「心の教育センター所長」に改め、同表の7級の知事部局の項中「畜産振興監」を削り、

「東京事務所副所長」  
を  
「東京事務所副所長  
中央東県税事務所長  
中央西県税事務所長」

に改め、同表の7級の教育委員会の項中「青少年センター所長」を削り、同表の7級の項中

議会事務局 監査委員事務局	事務局次長
収用委員会事務局	事務局長

を

監査委員事務局	事務局次長
労働委員会事務局	事務局長

に改め、同表の8級の知事部局の項中「中央東県税事務所長」及び「中央西県税事務所長」を削り、

「中央児童相談所長」  
を  
「中央児童相談所長  
副センター長」

に改め、同表の8級の項中

労働委員会事務局	事務局長
----------	------

を

議会事務局	事務局次長
収用委員会事務局	事務局長

に改める。

別表第4中  
「助教諭  
養護助教諭」

を  
「養護教諭  
栄養教諭」

に、  
「栄養教諭」

を  
「栄養教諭  
講師  
主任実習助手  
主任寄宿舎指導員」

に改める。

別表第6の5級の項中  
「農業技術センター所長」

を  
「環境制御技術推進監

農業技術センター所長」  
に改める。

**高知県人事委員会告示第7号**

給料表別級別職務区分表の一部改正（平成28年3月高知県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第5の改正規定中

「

1級	講師 助教諭 養護助教諭
----	--------------------

」

を

「

1級	講師
----	----

」

に改める。